

令和7年度 【事業所用】

江東区地球温暖化防止設備導入助成事業

(太陽光発電システム・蓄電池・HEMS・エコキュート・
エネファーム・高反射率塗装・高断熱窓・LED 照明)

◆ 申請受付期間

※必ず工事着工前に申請してください。

令和7年4月1日(火)～令和8年3月13日(金)必着

◆ 助成対象者

- 区内に事業所等を所有する（または所有予定の）事業者
 ※中小企業基本法第2条第1項各号に規定する法人、団体または個人事業者
 医療法人、社会福祉法人、学校法人、町内会、自治会、商店街組合等も対象になります。
- 賃貸または使用賃借の使用事業者（所有者から設備設置について同意を得ている場合）

次の要件をすべて満たしている方が対象になります。

- 法人都民税または個人住民税を滞納していないこと。
 - 設置する建物の販売・譲渡を目的としていないこと。
 - 申請者は、導入する設備の設置工事の契約者であり、領収書の名義人であり、かつ助成金の振込み口座の名義人であること。
 - 導入する設備に対して、(当該申請年度を含む過去5年以内に)この制度により助成金の交付を受けていないこと。
- ※本助成金の交付は、過去5年以内(令和3年度以降)において同一事業者につき、助成対象設備の種類ごとに1回限りとなります。**
- 令和8年3月31日(火)までに設備導入完了報告書を提出すること。
 (※完了報告では、領収書等支払いを完了したことを証する書類の写し等の添付が必要となります。)

この事業は「みどり・温暖化対策基金」を活用しています。

【受付窓口・郵送先】

江東区 温暖化対策課環境調整係



〒135-8383 江東区東陽4丁目11番28号

江東区役所隣 防災センター6階 5番窓口

TEL 03-3647-6124 FAX 03-5617-5737

(※出張所では受け付けていません。)

◆ 申請手続きの流れ

«ご申請者様»

«区役所温暖化対策課»

① 助成金交付申請

必ず工事着工日前に、申請してください。
交付申請〆切：

令和8年3月13日(金)必着

提出

② 受付・書類確認

※工事着工日の1ヶ月程度前にはご申請をお願いします。
直前の申請の場合、申請書類の不備等により、受付できない可能性があります。

④ 助成金交付決定通知書 受領

助成金交付決定通知書と併せて、
完了報告書・請求書様式を送付いたします。

郵送

③ 助成金交付決定通知

申請から交付決定まで
約1か月程度かかります。

⑤ 工事開始

⑥ 完了報告書・請求書の提出

工事終了後、速やかにご提出ください。
完了報告書〆切：

令和8年3月31日(火)必着

提出

⑦ 受付・書類確認

⑨ 助成金確定通知書 受領

郵送

⑧ 助成金確定通知

報告から助成金確定まで
約1か月程度かかります。

⑪ 振込み完了

※通帳記入等でご確認ください。

振込

⑩ 口座振込み手続き

※助成金確定通知から振込みまで
約1か月程度かかります。

◆助成対象設備・助成金額

設備の種類	助成金額・上限額
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 1kWあたり 50,000円 (上限 200,000円) ※公称最大出力は、小数点第3位以下は切り捨てとする。
蓄電池	蓄電池容量1kWhあたり 10,000円(上限 1設備あたり 100,000円) ※容量は、小数点第3位以下は切り捨てとする。
エネルギー管理システム機器(HEMS)	設置に要する経費の5%(上限 1設備あたり 40,000円)
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	設置に要する経費の5%(上限 1設備あたり 80,000円)
燃料電池装置(エネファーム)	設置に要する経費の5%(上限 1設備あたり 200,000円)
高反射率塗装	施工面積1m ² (平方メートル)あたり 1,000円(上限 200,000円) ※施工面積は、小数点第3位以下は切り捨てとする。
高断熱窓(既築のみ)	設置に要する経費の10%(上限 1件あたり 100,000円)
LED照明(既築のみ)	設置に要する経費の10%(上限 1件あたり 500,000円)

※「設置に要する経費」は、「設備本体、部材、架台等の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用」。

※区の助成金額と他の補助金の合計額が実支出額を上回る場合は、実支出額から他の補助金を差し引いた額。

【要件】

太陽光発電システム	事業所等に連系する太陽光発電システムであって、次の要件を全て満たすもの。 ①太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること、または、国際電気標準会議(IEC)の IECEE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 ②電力会社と電力受給に関する契約を締結しているもの。
蓄電池	事業所等に使用する蓄電池であって、次の要件をすべて満たすもの。 ①一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象製品として登録しているもの。 ②太陽光発電システム又は燃料電池装置(エネファーム)と常時接続していること。
HEMS	事業所等に使用するエネルギー管理システム機器であって、ECHONET Lite(一般社団法人工ネットコンソーシアムが策定した、消費電力量に応じて空調、照明その他の機器を自動的に制御し、消費電力の把握により節電を可能にする通信規格をいう。)を標準的なインターフェースとして搭載しているもの。

エコキュート	事業所等に使用するCO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機であって、一般社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4060:2018規格に基づく年間加熱効率が4以上であるもの。
エネファーム	事業所等に使用する燃料電池装置であって、一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が機器登録制度において登録しているもの。
高反射率塗装	<p>事業所等の屋根及び屋上及びベランダ(太陽光熱が反射する部分に限る。)に係る高反射率塗装の被膜工事であって、次の要件のいずれかを満たす高反射率塗料を塗布するもの。</p> <p>①JIS・K5675(屋根用高日射反射率塗料)の規格を満たすもの。 ②JIS・K5602(塗膜の日射反射率の求め方)又は JIS・R3106(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法)における当該塗料の日射反射率(近赤外領域)の数値が 50 パーセント以上のもの</p> <p><u>※①JIS・K5675においてはカタログ、②JIS・K5602、JIS・R3106においては第三者機関の証明書の写し又はカタログで要件を確認します。</u></p>
高断熱窓 ※既築のみ (新築は対象外)	<p>事業所等に使用する高断熱窓であって、次の要件をすべて満たすもの。</p> <p>①内窓設置・外窓交換・ガラス交換のいずれかであること。 ②改修後の熱貫流率が 4.65W/m²·K 以下であること。 ③一つ以上の居室において、すべての窓について改修すること。</p>
LED 照明 ※既築のみ (新築は対象外)	<p>事業所等に設置する LED 照明器具またはランプであって、次の要件をすべて満たすもの。</p> <p>①既存の照明器具またはランプは、LED を使用した製品以外であること。 ②既存の照明器具またはランプよりも、省エネルギー効果が高い改修を行うものであること。<u>(新規設置は対象外)</u> ③設置する LED 照明器具またはランプは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達の基本方針」の判断基準を満たすもの(グリーン購入法適合商品であること)。 ④LED 誘導灯については、「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」の LED 誘導灯器具の指定基準を満たすもの又は一般社団法人日本照明工業会の認定(JEA 誘導灯認定)を受けたものであること。 ⑤LED 非常灯については、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 126 条の 5 に基づく国土交通大臣の認定を受けた製品又は一般社団法人日本照明工業会の自主評定制度におけるJIL評定品であること。</p>

事業所等…区内の事業所、事務所、工場、店舗等

◆ 申請に必要な書類

- ・様式(書類の名称の最後に★印がついているもの)は、区のホームページより印刷できます。
- ・導入する設備や設置する建物の状況によって必要な書類が変わります。
- ・様式の記入について、パソコンによる入力(提出はプリントアウトしたもの)も可能です。

地球温暖化防止設備導入助成金交付申請書 (第1号様式) ★ ※2ページあります	<p>◇ 内容をよく確認の上、ご記入ください。 ◇ 2ページ目は、<u>申請事業者名欄に記名し、誓約事項のチェック欄すべてにレ印を必ずご記入ください。</u> <u>(必ず申請者本人が、誓約事項の内容をご確認ください。)</u> 申請書提出後、施工期間や導入する設備等が変更になった場合は、事前に必ずご連絡ください。ご連絡がない場合、交付決定が取消になることがありますので、ご注意ください。</p>
助成対象設備経費内訳書 (第2号様式) ★ ※設備ごとに1枚ずつ提出してください。	<p>◇ 金額欄には<u>値引き後、消費税抜きの金額を記載</u>してください。 ◇ 付属機器、設備工事に係る費用については、<u>該当設備設置に必要な経費のみ記載</u>してください。(諸経費は必要経費に含めてかまいません) ◇ 対象外経費は、既設機器撤去・処分費、事務・申請代行手数料、電力変更申請費、メンテナンス保証料、売電メーター、暖房管接続費、オール電化工事に伴うガス管撤去費、工事に伴うその他設備の移設費等です。 ◇ 国等助成金額の合計を E 欄にご記入ください。(ない場合は 0 円と記入)</p>
申請者本人確認書類の写し 【個人事業者の場合のみ】	<p>以下の本人確認ができる書類の写し(いずれか一つ) ①個人番号カード(表面のみ) ②運転免許証、運転経歴証明書 ③資格確認書 ※令和7年12月2日以降は各種保険証(健康保険証または後期高齢者医療被保険者証等)は本人確認書類として利用できません。 ※③の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングしてください。</p>
当該工事の見積書 または契約書の写し	<p><u>施工会社の印があり、当該工事費用の内訳がわかるもの</u> ◇ 施工会社と契約会社が異なる場合、注文書など契約関係のわかる書類も併せて提出してください。</p>
当該設備が助成要件を満たしていることを証明する書類	<p><u>カタログや仕様書など、導入する設備の型番と助成要件を満たしていることがわかるもの</u> ◇ 太陽光発電システムの場合は、JET や IEC 認証(VDE、TÜV などの IEC に加盟する認証を含む)がわかるもの ◇ 蓄電池の場合は、環境共創イニシアチブ(SII)の登録がわかるもの ◇ HEMS の場合は、ECHONET Lite 規格がわかるもの ◇ エコキュートの場合は、年間加熱効率がわかるもの ◇ エネファームの場合は、FCA の登録がわかるもの ◇ 高反射率塗装の場合は、JIS・K5675 が確認できるカタログ、または、JIS・K5602、R3106 にて要件を満たすことが確認できるカタログ・第三者機関の証明書(第三者機関の例:(財)日本塗料検査協会、(財)建材試験センターなど) ◇ 高断熱窓の場合は、熱貫流率が確認できるもの ◇ LED 照明の場合は、グリーン購入法適合がわかるもの、LED 誘導灯の場合は、JEA 認定がわかるもの、LED 非常灯の場合は、JIL 評定がわかるもの</p>
平面図等	<p><u>設備を設置する場所を示した図面</u> ※新築の場合は、各階の平面図をご用意ください。</p> <p>◇ 提出する図面の余白に申請事業者名・施工場所(住所)を明記してください。 ◇ 導入する設備のメーカー・品番・2台目からは数量等を記載してください。 ◇ 太陽光発電システムはモジュールの枚数がわかる配置図面を提出ください。 ◇ 高反射率塗料は塗装する場所を色別し、寸法がわかるように記載してください。(施工作業の算出表への記載でも可)</p>

工事着手前の写真	<p>設備を設置する場所の写真を図面と照合して建物のどこの場所に設置するかわかるように撮影し、<u>カラー</u>で提出してください。</p> <p>※申請書提出時の現状のものを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇提出する写真の余白に申請事業者名・施工場所(住所)を明記してください。 ◇LED 照明で同一型番の機器を複数箇所に設置する場合は、当該機器一種類につき1箇所の写真を撮影し、余白に個数を記載することとして構いません(機器ごとに連番をふり、平面図の番号と一致させるなど、平面図と照合できるようにしてください)。 ◇高断熱窓で同一型番かつ同一間取りに複数設置する場合、上記と同様でかまいません。 ◇高反射率塗装は<u>塗装する箇所の全面および形が分かるように</u>撮影してください。(写真は複数枚に分かれても可) ◇新築、建替えなどの場合で建築前、建築中の場合は、近隣風景がわかる写真を提出してください。 								
不動産登記簿謄本の写し	<p>不動産登記簿謄本の写し:全部事項証明書または現在事項証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇「建物」の種類が、事務所・倉庫等当該事業所が事業を運営するための建物であることを確認します。 								
中小企業者の概要確認書類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">個人事業者</td> <td>商業登記簿謄本の写し(全部事項証明書または現在事項証明書)、または直近の<u>確定申告書(青色・白色)の写し</u></td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>◇確定申告書の写しにおいては税務署の受付印または電子申告済の印があるものを提出してください。</td> </tr> <tr> <td>自治会</td> <td>町内会・自治会等認可通知書の写し または告示事項証明書の写し</td> </tr> <tr> <td>商店街組合等</td> <td>定款の写し</td> </tr> </table>	個人事業者	商業登記簿謄本の写し (全部事項証明書または現在事項証明書)、または直近の <u>確定申告書(青色・白色)の写し</u>	法人	◇確定申告書の写しにおいては税務署の受付印または電子申告済の印があるものを提出してください。	自治会	町内会・自治会等認可通知書の写し または告示事項証明書の写し	商店街組合等	定款の写し
個人事業者	商業登記簿謄本の写し (全部事項証明書または現在事項証明書)、または直近の <u>確定申告書(青色・白色)の写し</u>								
法人	◇確定申告書の写しにおいては税務署の受付印または電子申告済の印があるものを提出してください。								
自治会	町内会・自治会等認可通知書の写し または告示事項証明書の写し								
商店街組合等	定款の写し								
委任状★	<p>申請者本人に代わって、<u>代理の方が申請を行う場合には必ずご提出ください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇委任事項に係る手続きに関する通知等は、すべて代理人宛に送付します。 								
新築工事請負契約書の写し 【新築・建替えの場合】	<ul style="list-style-type: none"> ◇新築・建替え住宅の場合は、申請者名義の工事請負契約書であること、<u>建築場所が江東区内であること、工事期間、導入する設備の内容等</u>を確認します。 ◇導入設備の契約変更等がある場合は、その変更契約書の写しを併せて提出してください。 								
施工面積の算出表★ 【高反射率塗装の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ◇施工面積の算出の根拠となります。 ◇寸法はセンチメートル単位(=0.01m単位)で計測 								

◆ 申請書提出にあたってのご注意

- 必ず工事着工前に申請してください。ただし、直前の申請の場合、申請書類の不備等により受付できない可能性もありますので、余裕をもったご申請をお願いします。
- 申請者本人に代わって代理の方が申請をする場合は、申請者の委任状が必要です。
- 様式に決まりがないものは、全てA4 サイズの用紙で提出してください。
申請書類をデータで受領することはできません。
- 申請書類等には、摩擦で消える筆記具や修正液・テープは使用しないでください。
- 証明書類は直近3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 設備は未使用品とし、中古・リース品は助成対象外です。
- 助成金額を算出する際には、1,000円未満の端数は切捨てとします。
- 設備導入の際は、建物の構造等の安全性を十分検討してください。また、太陽光の反射や給湯設備の運転音等について、周辺の住環境に十分配慮してください。
- 本助成事業は、国や都が併用を認めている場合、それらの補助金と併用が可能です。各種お問合せの上、申請時期、工事日程、機種などをよくご検討ください。

【※国の補助金の問合せ先】

・一般社団法人環境共創イニシアチブ <https://sii.or.jp>（※電話番号は各事業により異なります。）

【※都の補助金の問合せ先】

・東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）
<https://www.tokyo-co2down.jp/guide/consult> TEL：03-5990-5236（総合相談窓口）